

3. 自営業の子ども（世帯主）と同居する方

（子40歳：営業所得390万円、本人78歳：公的年金収入180万円）の場合

（1）被保険者均等割額

被保険者均等割額の軽減になるかどうかを判定します。（世帯主と被保険者の合計所得）

$$\text{軽減判定所得} = \boxed{\begin{array}{c} \text{子ども（世帯主）の営業所得} \\ 390 \text{万円} \end{array}} + \boxed{\begin{array}{c} \text{被保険者本人} \\ 55 \text{万円} \end{array}} = 445 \text{万円} \quad \cdots \text{ア}$$

$$\text{軽減判定所得} = \begin{array}{c} \text{年金収入} \\ 180 \text{万円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{公的年金控除※1} \\ 110 \text{万円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{特別控除※2} \\ 15 \text{万円} \end{array} = \underline{55 \text{万円}}$$

軽減判定所得	445万円	>	7割軽減判定基準額	43万円
	(ア)			(43万円 + 10万円 × (1人 - 1))
		>	5割軽減判定基準額	73万5千円
				(43万円 + (30万5千円 × 1人) + 10万円 × (1人 - 1))
		>	2割軽減判定基準額	99万円
				(43万円 + (56万円 × 1人) + 10万円 × (1人 - 1))

被保険者の公的年金額が少なくても、子ども（世帯主）に軽減判定基準額を超える所得があるため、被保険者均等割額の軽減はありません。

$$\text{○被保険者均等割額} = \underline{\underline{52,400 \text{円} \cdots \text{A}}}$$

（2）所得割額

$$\text{賦課のもととなる所得金額} = \begin{array}{c} \text{公的年金控除※1} \\ 110 \text{万円} \end{array} - \begin{array}{c} \text{基礎控除※3} \\ 43 \text{万円} \end{array} = 27 \text{万円}$$

$$\begin{aligned} \text{○所得割額} &= 27 \text{万円（賦課のもととなる所得金額）} \times 10.31\% \\ &= \underline{\underline{27,837 \text{円} \cdots \text{B}}} \end{aligned}$$

（3）保険料額

$$\begin{aligned} \text{○年間保険料額} &= 52,400 \text{円 (A)} + 27,837 \text{円 (B)} = 80,200 \text{円} \times 4 \\ &\quad \text{(月額 約6,683円)} \end{aligned}$$

※1 年金収入が330万円未満の場合は、110万円の公的年金控除があります。

※2 65歳以上の方で年金所得がある場合は15万円の特別控除があります。

※3 基礎控除が43万円あります。

※4 年間保険料額は100円未満切り捨て